

通年議会について（答申）

令和5年9月27日

上越市議会

議長 石田 裕一 様

議会運営委員会

委員長 宮川 大樹

貴職から調査検討するよう諮問がありました令和4年7月21日付け上議第387号「議会運営に関する取組について（諮問）」のうち、通年議会について一定の結論を出すことに関して、慎重に調査検討を進めた結果、下記のとおり答申します。

記

1 結論

当市議会は、令和6年4月の市議会議員一般選挙以降、適切な時期に、議会の会期を約1年とし、その間は議会の判断で会議を開ける通年会期制を導入すべきである。

なお、導入に当たっては、（仮称）通年会期制導入準備委員会を組織し、具体的な制度設計や理事者側との調整、全議員への周知、市民説明会等を実施すること。

2 導入すべき理由

通年会期制の効果を検討した結果、上越市自治基本条例第8条の議会の責務として定められている果たすべき機能（市の意思決定機能、市政運営の監視機能、政策立案機能、立法機能）の強化に有効であると考えます。

よって、市民の信託を受けた議事機関としての主体性と機能の強化により、議会審議の更なる充実と議会活動の活性化が期待できるものと判断した。

3 通年会期制の効果

(1) 議会の主体性の強化

会議を開く日をあらかじめ定めることにより、年間スケジュールが明らかになり、

定期的かつ予見可能性のある形で、議長権限において会議を開くことができる。

(2) 市の意思決定機能の強化

災害発生や感染症の蔓延、緊急経済対策などに対し、議会として素早く対応することにより、市の迅速な意思決定が可能となる。

(3) 議会の監視機能の強化

これまで市長が地方自治法第179条第1項に基づき行ってきた専決処分について、議会の審議・審査により、監視機能を強化することができる。

(4) 常任委員会の活動強化（政策立案機能、立法機能の強化）

年間を通して正規の常任委員会として活動することができ、十分な審査や調査、議員間討議、政策立案・政策提言のための時間が確保される。

4 通年会期制の懸念事項に対する検討結果

(1) 通年会期制により何か変わるのか。

(検討結果)

- ・議会が年間を通じてスタンバイの状態となるため、議会の役割を常に発揮することができる。(議会側の機能強化)
- ・緊急の経済対策や災害対応に係る支援策など、議会がスピーディーに市の意思決定を行い、理事者がそれを実行に移すことができる。(市民側へのメリット)

(2) 会期が長いことにより拘束時間が増え、個人の議員活動ができなくなるのではないか。

(検討結果)

- ・あらかじめ条例で定める(仮称)定例会議の期間及び、(仮称)臨時会議の日以外は休会日となるため、現行の年4回の定例会と同様に(仮称)定例会議を年4回と設定すれば、現状と変わらない。

(3) 議員歳費や議会事務局の経費が増加するのではないかと。

(検討結果)

- ・会議の開催日数や所要時間は、理事者側からの提案内容や議会・委員会側の協議案件の有無、会議の議論の状況によって増減するため、単純に通年会期制により増加するとはいえない。
- ・通年会期制の制度設計の際、経費の面を改めて試算する必要がある。

(4) 理事者側の負担が増大し、行政サービスが低下するのではないかと。

(検討結果)

- ・通年会期制の制度設計の際、理事者側の負担を検証し、一定程度配慮する必要

がある。

- ・これまで地方自治法第179条に基づき行っていた市長の専決処分については、制度設計の際に処分案件を精査し、同法第180条に基づく議会の委任による専決処分事項に追加指定するかどうか、今後、理事者側と協議・調整を行う必要がある。

5 制度導入に合わせて協議すべき課題

今後、通年会期制の検討の中で、改めて協議すべき課題として次のとおり意見があった。

- (1) 総括質疑で交わされた同じ質疑と答弁が、後の常任委員会の審査時において、繰り返し行われている場合があること。
- (2) 一般質問を行う議員数の増加と議員間で質問項目が重複する場合があること。
- (3) 定例会の審議日程について、先に一般質問を行い理事者側の考え方を聞き出してから、常任委員会の審査を行うこと。

6 その他

上記の議長からの諮問事項には、「通年議会」と記載されているが、本案においては、「通年会期制」という文言に整理した。これは検討過程において「会議を1年間行っているのではなく、会期が1年間であること」に制度の本質があることを確認したからである。

なお、本案における通年会期制とは、次のいずれかをいう。

- (1) 地方自治法第102条の2第1項に基づくもの。
 - ・会期を毎年条例で定める日から翌年の当該日の前日までとする制度。
 - ・市長による招集は改選時のみ。翌年以降はみなし招集。(実質的に招集は、4年に1回) 4年間は議会の判断で会議を開くことが可能。
(例：柏崎市議会など)
- (2) 地方自治法第102条第2項に基づくもの。
 - ・条例で定例会の回数を年1回とし、会期を約1年とする制度。
 - ・市長による招集は毎年1回。1年間は議会の判断で会議を開くことが可能。
(例：金沢市議会など)

<参考>

上越市自治基本条例（市議会の責務）

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

地方自治法（抜粋）

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

(略)

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

2 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

3 第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなった日をもつて、会期は終了するものとする。

4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

5 第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

6 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例会日」という。）を定めなければならない。

(略)